国会事項

参議院

議員退職

次の議員は、公職選挙法第九十条により、八月十八日退職者となった。

比例代表選出議員　青木　愛
比例代表選出議員　田中　康夫
神奈川県選挙区選出議員　浅尾慶一郎

人事異動

内閣府

内閣府事務官（大臣官房審議官）に採用する　鈴木　明彦
任期は平成二十三年八月九日までとする
（警察庁長官官房付）警視長　髙須　一弘
内閣府事務官（参事官（総合調整第1担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付））に昇任させる
参事官（青少年環境整備担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）に併任する
（大臣官房政策評価広報課長）
内閣府事務官　市川　正樹
経済社会総合研究所総務部長に配置換する
大臣官房政策評価広報課長に併任する
（財務省大臣官房参事官）財務事務官　後藤　正之
内閣府事務官（大臣官房）に転任させる
人事院に出向させる
（参事官（総合調整第1担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付））内閣府事務官　小島　隆雄
参事官（青少年環境整備担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）の併任を解除する
警察庁に出向させる
（経済社会総合研究所総務部長）同　田口　博之
財務省に出向させる（以上八月十日）

法務省

（富山地方検察庁検事正）検事　鶴田小夜子
最高検察庁検事に配置換する　慶徳　榮喜
（最高検察庁検事）同　富山地方検察庁検事正に配置換する（以上八月十七日）

最高裁判所

簡易裁判所判事兼判事補　鷹野　旭
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補に補する
判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定により判事の職務を行う者に指名する
東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　岡本　陽平
最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる
最高裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・千葉簡易裁判所判事　作田　寛之
東京家庭裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（以上八月十六日）
京都家庭裁判所判事　西村　則夫
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京家庭裁判所判事　二本松利忠
最高裁判所事務総局家庭局長を免ずる
京都家庭裁判所判事に補する
京都家庭裁判所長を命ずる
東京地方裁判所判事　豊澤　佳弘
東京家庭裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局家庭局長を命ずる
東京高等裁判所判事　藤岡　淳
東京地方裁判所判事に補する
簡易裁判所判事　藤岡　淳
東京簡易裁判所判事に補する（以上八月十七日）

○定年退官
判事若林諒は八月十六日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月十九日アフガニスタン国の独立記念日につき、同月十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成21年8月20日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成21年8月20日

経済産業大臣　二階　俊博

記

改正された日本工業規格
発泡プラスチック保温材　A9511
（内容省略）
備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成21年8月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成21年8月20日

経済産業大臣　二階　俊博

記

廃止された日本工業規格
鉱石中のモリブデンの分析方法　M8131

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第14条の規定に基づき、平成21年8月20日に下記の日本工業規格を確認したので、同法第16条の規定に基づき公示する。

平成21年8月20日

国土交通大臣　金子　一義

記

確認された日本工業規格
鉄道用分岐器類のガード形状及び寸法　E1307
電気転てつ機の性能試験方法　E3001
鉄道信号用文字記号　E3011
鉄道信号用図記号　E3012
鉄道信号保安部品―振動試験方法　E3014
鉄道信号保安部品の絶縁抵抗及び耐電圧試験方法　E3021
鉄道信号用リレーの色別及び種標通則　E3031
特殊鉄道車両用語　E4019
鉄道車両―台車―台車枠設計通則　E4207
鉄道車両―台車―荷重試験方法　E4208
鉄道車両―ブレーキ部品―試験通則　E4311
鉄道車両用輪軸―品質要求　E4504
鉄道車両用パンタグラフ　E6102
鉄道車両用抵抗器　E6302
鉄道車両―静止形補助電源装置―試験方法　E6401
鉄道車両―補助回転機―試験方法　E6402
（内容省略）　E6601

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、平成二十一年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十一年八月二十日

国土交通大臣　金子　一義

一、事業（街区基準点測量）実施計画の国土交通大臣承認年月日　平成二十一年八月二十日
二、調査を実施する者の名称　国土交通省
三、調査地域
群馬県　みどり市
神奈川県　川崎市
福井県　坂井市
四、調査期間　国土交通大臣承認の日から平成二十二年三月三十一日

資料

財務省

（単位：億円、％）

項目	6月	前月	前年同月比
貿易・サービス収支	4,859	2,328	19
（対前年同月比）	26,003.8）	−52.2）	−99.8）
貿易収支	6,022	3,873	2,490
（対前年同月比）	141.8）	−22.1）	−81.5）
輸出	43,077	37,601	68,408
（対前年同月比）	−37.0）	−42.2）	−1.5）
輸入	37,054	33,728	65,918
（対前年同月比）	−43.8）	−43.9）	17.8）
サービス収支	−1,163	−1,545	−2,472
所得収支	7,301	11,833	5,716
経常移転収支	−635	−1,143	−1,019